

第9回 総会議事録

1 開催の日時 令和6年3月27日(水)午後2時00分～午後4時00分

2 開催の場所 松江市市民活動センター5階 501・502 研修室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第55号 農地法第4条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第58号 非農地確認について

議 第59号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第60号 令和6年度松江市農業委員会事業計画の決定について

議 第61号 松江市農業委員会事務局長の任免について

報告第15号 会長専決処分の報告

報告第16号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (欠)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (出)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主事	岸本 康作
農地係長	松浦 孝	会計年度任用職員	石原 浩
農地係主任	青山 浩之		

6 会議内容

議	長	定刻になりました。総会に入る前に事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。
事	務	議事に入る前に議案の差し替えがあります。机の上の議案をご利用ください。郵送した議案は、事務局で処分しますので、農業委員会終了後、机の上に置いておいてください。
議	長	それでは、ただ今から第9回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、8番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19名のうち18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。 次に、本日の議事録署名委員を指名します。17番委員、18番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の青山主任及び岸本主事をお願いします。 それでは、議事にはいります。議第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。なお、番号77は議第55号農地法第4条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についての番号1及び議第56号の農地法第4条第1項の規定による許可申請についての番号37と関連する案件でございます。よって、番号77は議第55号番号1及び議第56号番号37とあわせて先議したいと存じますがご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議なしということですので、議第54号番号77番は議第55号番号1及び議題56号番号37とあわせて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。
事	務	失礼いたします。3条77番、4条事業計画変更1番及び4条37番の案件については、関連性が高いため、まとめてご説明いたします。この3件は、営農型太陽光発電の事業者の変更に伴い申請されたものです。 初めに、議第54号3条77番の案件についてご説明いたします。議案の4ページと3条説明資料13ページをご覧ください。申請は東出雲町錦浜の畑5筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後はローズマリーを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に議第55号4条事業計画変更1番についてご説明いたします。議案の5ページと4条事業計画変更の説明資料1ページをご覧ください。本案件は、令和3年3月26日付けで農地法第4条により許可した案件の事業計画変更申請です。事業者及び承継者はご覧のとおりです。申請地は東出雲町錦浜の5筆で、申請地に太陽光発電パネルを設置し、パネル下部でローズマリーを栽培する営農型太陽光発電として令和6年3月26日までの一時転用を許可していました。今回、事業者が変わるため、事業計画変更申請が提出されたものです。 最後に、議第56号4条37番についてご説明いたします。議案の9ページと4条の説明資料7ページをご覧ください。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町錦浜の5筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は、14,901㎡の内20.94

事務局 m²、所要面積も同様の 20.94 m²です。事業計画は、申請地に太陽光発電パネルを設置し、パネル下部でローズマリーを栽培するものです。パネル支柱部分が転用箇所となります。一時転用期間は、許可日から3年間です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしましたすべての案件は、農地法第3条第2項及び農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 3 番 委 員 2班及び事務局委員で現地調査をおこないましたが、判断しかねましたので、運営委員会のほうで協議していただいて、判断をしてもらうよう依頼をしましたのでお願いします。

議 長 ありがとうございます。詳しい内容を事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 失礼します。本案件に関しましては、令和6年3月25日、松江市役所の農業委員会会長室にて会長、副会長、事務局及び営農型太陽光発電事業承継者の4者で協議を行い、そこで事業承継者に対して、パネル下部での営農についての聞き取り及び今後の取り組みについて協議をしました。営農型太陽光発電事業を新たな事業者として取り組む上で、今後の計画をご説明いたします。

1点目は、作付け以外の部分の除草作業をこれまでよりも徹底いたします。

2点目は、現在のローズマリーの作付面積の一部にて原木椎茸栽培をJAから指導を受けて行います。

最後に、ローズマリーの作付け量を増やし、反収を上げます。

以上、今後の取り組みについて会長、副会長及び事務局にて承継者本人から確認いたしました。また、承継者は本事業に取り組むために兵庫県から松江市へすでに移住されております。本協議内容も含めご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

2 番 委 員 年間の売電量はどのくらいか。また、金額にしていくらになるのか伺いたい。

事務局 売電量は約1,000キロワット。金額は事務局では把握しておりません。

2 番 委 員 何をやる会社かお聞きしたい。

事務局 福祉の活動をされています。今回の承継者以外にも一緒に営農する方がいますが、その方も福祉事業を営まれております。

2 番 委 員 原木シイタケは年間どのくらい栽培する予定なのか伺いたい。

事務局 JAと栽培面積について今後話し合う予定となっております、決定事項を4月末に事務局へ報告することとなっております。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第54号番号77及び議題55号番号1、議第56号番号37は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第54号番号77及び議題55号番号1、議第56号番号37は、原案のとおり許可することにします。

次に、議題54号番号77以外の案件について審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議第54号番号77以外の案件についてご説明いたします。お手元

の議案の2ページと併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は6件15筆でいずれも所有権移転です。

はじめに72番の案件についてご説明します。申請は秋鹿町の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、糶摺機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に73番の案件についてご説明します。申請は上宇部尾町の田9筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機等の農業用機械を所有しております。取得後は水稻、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に74番の案件についてご説明いたします。申請は上宇部尾町の畑2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、田植機、耕運機、管理機、草刈機等の農業用機械を所有しております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に75番の案件についてご説明いたします。申請は上宇部尾町の畑1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、草刈機等の農業用機械を所有しております。取得後は柿を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に76番の案件についてご説明いたします。申請は東忌部町の田、現況畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は近くに倉庫を所有しており、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機、運搬機等の農業用機械を所有しております。取得後は蕎麦、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に78番の案件について説明します。申請は宍道町白石の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は自作地として耕作するためです。受人の世帯は耕運機、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有しております。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくお願ひします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。

ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 54 号番号 77 以外は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 54 号番号 77 以外は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議題 55 号「農地法第 4 条第 1 項による許可申請」についてですが、番号 37 は先ほど先議いたしましたので、番号 37 以外の審議をお願いします。</p>
事	務 局	<p>失礼します。議第 55 号、今月の 4 条 37 番以外の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 7 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 3 ページをご覧ください。</p> <p>初めに、4 条 35 番についてご説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は法吉町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は、125 m²、所要面積は、隣接する雑種地と併せて 564 m²です。事業計画は、申請地を整備し、貸駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4 条 36 番についてご説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地及び通路です。転用面積は、20 m²、所要面積も同様の 20 m²です。事業計画は、申請地を整備し、墓地及び通路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4 条 38 番についてご説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八雲町日吉の 3 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。転用面積は、1,978 m²、所要面積も同様の 1,978 m²です。事業計画は、申請地を整備し、長屋住宅 2 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、4 条 39 番についてご説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は、宍道町伊志見の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び木戸道の拡張です。転用面積は、549 m²、所要面積も同様の 549 m²です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場及び木戸道の拡張をするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました 4 条 37 番以外の案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
1 3 議	番 委 員 長	<p>事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。</p> <p>ありがとうございました。それではこれより審議にはいります。ただいまの事務局の説明と現地調査班からの報告につきましてご意見ご質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>

議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 56 号番号 37 以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議題 56 号番号 37 以外は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 56 号番号 37 以外は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議題 57 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>失礼します。議第 57 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 10 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 13 ページをご覧ください。初めに、5 条 108 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は 177.91 ㎡、所要面積も同様の 177.91 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、道路、駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 109 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 5 年 11 月 30 日付けで農振除外済みです。転用目的は事務所及び作業場です。転用面積は 1,965 ㎡、所要面積も同様の 1,965 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、事務所及び作業場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、5 条 110 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は駐車場です。許可該当条項は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は 1,362 ㎡、所要面積も同様の 1,362 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。事業計画ですが、申請地を整備し、駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 1 3 議	長 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第 57 号は島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議第 57 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声)

議 長
事 務 局

ご異議なしということですので、議第 57 号は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第 58 号「非農地確認について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

失礼します。議第 58 号非農地確認についてご説明します。お手元の議案 13 ページから 15 ページと併せて「非農地確認について」の説明資料をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 5 件 9 筆です。

はじめに、26 番について説明します。土地の所在は上宇部尾町の市街化調整区域、農用地区域外の畑 3 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況について説明します。申請地は県道本庄福富松江線と市道上宇部尾 2 号線との交点からそれぞれ約 344 メートル、約 329 メートル西に位置する畑 3 筆です。2 月 27 日、9 番委員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、昭和 60 年頃より耕作放棄され、現在では、雑木等が繁茂し今後農地としての再生は困難な状況です。

次に 27 番について説明します。土地の所在は、東出雲町下意東の市街化調整区域、農用地区域外の畑、1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は市道羽入・安来市界線と市道塚原 3 号線の交点から北東約 268 メートルに位置する畑 1 筆です。3 月 5 日に揖屋・意東地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、現地は昭和 61 年頃より、耕作放棄され、現在では雑木、竹等が繁茂し、周辺山林と一体化しており、今後、農地としての再生は困難な状況です。

28 番について説明します。土地の所在は、東出雲町揖屋の市街化調整区域、農用地区域外の畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況について、説明します。申請地は、市道五反田四ツ廻線と市道赤坂・渋山線との交点から北東約 54 メートルに位置する畑 1 筆です。2 月 29 日に揖屋・意東地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、昭和 40 年頃から耕作放棄され、現在では雑木、竹等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

29 番について、説明します。土地の所在は八雲町東岩坂の都市計画区域外、農用地区域外の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況について説明します。申請地は市道別所越前線と市道別所組内線との交点から北東約 60 メートルに位置する田 1 筆です。3 月 13 日に八雲地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、約 20 年前頃から耕作放棄され、現在では雑木、竹等が繁茂し、一部は沼地と化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

30 番について説明します。土地の所在は宍道町上来待の都市計画区域外、農用地区域外の畑 2 筆と田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況について説明します。申請地は市道遠所谷線と市道小林・遠所谷線との交点から、東方向に約 170 メートル付近周辺に位置する畑 2 筆と田 1 筆です。3 月 13 日に来待地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、昭和 60 年頃に災害による壊廃で耕作放棄され、現在では災害による荒廃と雑木、竹が繁茂し今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供

事務局 局長 される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

事務局 議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

事務局 議長 (なしの声)

事務局 議長 ないようでございますので、採決いたします。議第 58 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

事務局 議長 (異議なしの声)

事務局 議長 ご異議なしということですので、議第 58 号は、原案のとおり確認することに決めます。

事務局 局長 次に議第 59 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 局長 失礼します。議第 59 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

事務局 局長 所有権移転について、所 1 は宍道地区の案件で譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大の要望があったため所有権移転するものです。

事務局 局長 相対契約について、利 1 は古江地区、更新案件です。利 2～3 は生馬地区、更新案件です。利 4～5 は朝酌地区、更新案件です。利 6～22 は本庄地区、更新案件です。利 23 は竹矢地区、更新案件です。利 24～26 は大庭地区、更新案件です。利 27～46 は鹿島地区、27、28、30、33、34、39、43 は新規案件、29、31、32、35～38、40～42、44～46 は更新案件です。利 47～52 は東出雲地区、47、48 は新規案件、49～52 は更新案件です。利 53 は八雲地区、更新案件です。利 54～71 は宍道地区、61～64、65 のうち 2 筆、69～71 は新規案件、54～60、65 のうち 2 筆、66～68 は更新案件です。利 72～84 は八束地区、72 は新規案件、73～84 は更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 202,632.00 m²、畑 10,674.00 m²、計 213,306.00 m²です。

事務局 局長 転貸契約について、転 1 は大野地区、新規案件です。転 2～12 は秋鹿地区、4 は新規案件、2～3、5～12 は更新案件です。転 13～39 は古江地区、26～28、37～39 は新規案件、13～25、29～36 は更新案件です。転 40～68 は生馬地区、41 のうち 1 筆、54 のうち 2 筆、56～58、63、65、67 は新規案件、40、41 のうち 2 筆、42～53、54 のうち 4 筆、55、59～62、64、66、68 は更新案件です。転 69～71 は川津地区、70 は新規案件、69、71 は更新案件です。転 72～79 は朝酌地区、75～76、78、79 は新規案件、72～74、77 は更新案件です。転 80～84 は持田地区、83～84 は新規案件、80～82 は更新案件です。転 85～87 は本庄地区、新規案件です。転 88～94 は竹矢地区、89、92 は新規案件、88、90～91、93～94 は更新案件です。転 95～96 は大庭地区、95 は新規案件、96 は更新案件です。転 97 は忌部地区、うち 1 筆は新規案件、2 筆は更新案件です。転 98 は鹿島地区、新規案件です。転 99 は美保関地区、新規案件です。転 100～102 は東出雲地区、100、102 は新規案件、101 は更新案件です。転 103 は玉湯地区、新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 357,063.00 m²、畑 27,732.00 m²、計 384,795.00 m²です。

事務局 議長 以上、ご審議のほど、お願いいたします。

事務局 議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

事務局 議長 (なしの声)

事務局 議長 ないようでございますので、採決いたします。議第 59 号の案件は、原案のとおり決

議	長	定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 59 号の案件は、原案のとおり決定することに決します。 次に議題 60 号「令和 6 年度松江市農業委員会事業計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
議	長	(議案に基づき、令和 6 年度松江市農業委員会関係予算及び事業計画(案)について説明) 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 60 号の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 60 号の案件は、原案のとおり決定することに決します。次に報告に入ります。報告第 15 号「会長専決処分の報告」報告第 16 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事	務	局
議	長	(報告) 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第 9 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。